平成３０年第４回　飯塚市議会会議録第７号

　平成３０年１２月２１日（金曜日）　午前１０時００分開議

○議事日程

日程第１５日　　１２月２１日（金曜日）

第１　常任委員会委員長報告

１　総務委員長報告（質疑、討論、採決）

（１）議案第　８９号　平成３０年度飯塚市一般会計補正予算（第５号）

（２）議案第１０４号　飯塚市議会議員及び飯塚市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

（３）議案第１０６号　飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

（４）議案第１２９号　平成３０年度飯塚市一般会計補正予算（第６号）

（５）議案第１３０号　平成３０年度飯塚市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）

（６）議案第１３１号　平成３０年度飯塚市介護保険特別会計補正予算（第３号）

（７）議案第１３２号　平成３０年度飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）

（８）議案第１３３号　平成３０年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第３号）

（９）議案第１３４号　平成３０年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第２号）

（10）議案第１３５号　平成３０年度飯塚市駐車場事業特別会計補正予算（第２号）

（11）議案第１３６号　平成３０年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算（第２号）

（12）議案第１３７号　平成３０年度飯塚市水道事業会計補正予算（第２号）

（13）議案第１３８号　平成３０年度飯塚市工業用水道事業会計補正予算（第２号）

（14）議案第１３９号　平成３０年度飯塚市下水道事業会計補正予算（第２号）

（15）議案第１４０号　平成３０年度飯塚市立病院事業会計補正予算（第２号）

（16）議案第１４１号　飯塚市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

２　福祉文教委員長報告（質疑、討論、採決）

（１）議案第　９１号　平成３０年度飯塚市介護保険特別会計補正予算（第２号）

（２）議案第　９９号　平成３０年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算（第１号）

（３）議案第１０７号　飯塚市奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例

（４）議案第１０８号　飯塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

（５）議案第１１７号　訴えの提起（鹿毛馬神籠石敷の共有物分割等請求）

（６）議案第１４２号　飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

（７）議員提出議案第４号　飯塚市の子どもをみんなで守る条例

（８）請願第　１８号　教室エアコン設置に関する請願

３　協働環境委員長報告（質疑、討論、採決）

（１）議案第　９０号　平成３０年度飯塚市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）

（２）議案第　９２号　平成３０年度飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

（３）議案第　９８号　平成３０年度飯塚市汚水処理事業特別会計補正予算（第１号）

（４）議案第１０９号　飯塚市同和会館及び人権啓発センター条例の一部を改正する条例

（５）議案第１１０号　飯塚市集会所及び生活館条例の一部を改正する条例

（６）議案第１１１号　飯塚市同和対策施設条例を廃止する条例

（７）議案第１１２号　飯塚市納骨堂条例

（８）議案第１１８号　事務の受託（電子情報処理組織による戸籍事務）

（９）議案第１１９号　ふくおか県央環境広域施設組合の設立について

（10）議案第１２０号　ふくおか県央環境施設組合規約の変更について

（11）議案第１２１号　ふくおか県央環境施設組合の解散について

（12）議案第１２２号　ふくおか県央環境施設組合の解散に伴う財産処分について

（13）議案第１２３号　飯塚市・桂川町衛生施設組合規約の変更について

（14）議案第１２４号　飯塚市・桂川町衛生施設組合の解散について

（15）議案第１２５号　飯塚市・桂川町衛生施設組合の解散に伴う財産処分について

（16）請願第　１６号　金比羅山（馬敷）のメガソーラー開発中止と豊かな緑の保全に関する

請願

（17）請願第　１７号　「後期高齢者の窓口負担の見直し」にあたり、原則1割負担の継続を

求める意見書採択についての請願

４　経済建設委員長報告（質疑、討論、採決）

（１）議案第　９３号　平成３０年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第１号）

（２）議案第　９４号　平成３０年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第２号）

（３）議案第　９５号　平成３０年度飯塚市農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）

（４）議案第　９６号　平成３０年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第１号）

（５）議案第　９７号　平成３０年度飯塚市駐車場事業特別会計補正予算（第１号）

（６）議案第１００号　平成３０年度飯塚市水道事業会計補正予算（第１号）

（７）議案第１０１号　平成３０年度飯塚市工業用水道事業会計補正予算（第１号）

（８）議案第１０２号　平成３０年度飯塚市下水道事業会計補正予算（第１号）

（９）議案第１０３号　平成３０年度飯塚市立病院事業会計補正予算（第１号）

（10）議案第１０５号　飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

（11）議案第１１３号　飯塚市農林水産業施設災害復旧事業受益者分担金条例の一部を改正する条例

（12）議案第１１４号　飯塚市農業施設条例

（13）議案第１１５号　飯塚市地方卸売市場条例の一部を改正する条例

（14）議案第１１６号　飯塚市児童遊園条例の一部を改正する条例

（15）議案第１２６号　市道路線の廃止

（16）議案第１２７号　市道路線の認定

第２　議員提出議案の提案理由説明、質疑、討論、採決

１　議員提出議案第１３号　幼児教育・保育の無償化に関する意見書の提出

２　議員提出議案第１４号　義援金差押禁止法の恒久化を求める意見書の提出

３　議員提出議案第１５号　認知症施策の推進を求める意見書の提出

第３　報告事項の説明、質疑

１　報告第２５号　専決処分の報告（交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに

伴う和解）

２　報告第２６号　専決処分の報告（交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに

伴う和解）

３　報告第２７号　専決処分の報告（交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに

伴う和解）

４　報告第２８号　専決処分の報告（市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めるこ

と及びこれに伴う和解）

５　報告第２９号　専決処分の報告（交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに

伴う和解）

６　報告第３０号　専決処分の報告（市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めるこ

と及びこれに伴う和解）

７　報告第３１号　専決処分の報告（市営住宅の管理上必要な和解の申立て）

第４　署名議員の指名

第５ 閉　会

○会議に付した事件

　議事日程のとおり

○議長（藤浦誠一）

　これより本会議を開きます。常任委員会に付託していました「議案第８９号」から「議案第１２７号」までの３９件、「議案第１２９号」から「議案第１４２号」までの１４件、「議員提出議案第４号」及び「請願第１６号」から「請願第１８号」までの３件、以上５７件を一括議題といたします。総務委員長の報告を求めます。２７番　坂平末雄議員。

○２７番（坂平末雄）

　総務委員会に付託を受けました議案１６件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第８９号　平成３０年度飯塚市一般会計補正予算（第５号）」については、執行部から補正予算書に基づき、補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、歳入、市税について、増額となった要因は何かということについては、個人市民税に関しては、景気回復により雇用率が上昇し、納税義務者がふえたことが増収の要因である。また、固定資産税に関しては、太陽光発電設備の設置による償却資産がふえたことが増収の要因であるという答弁であります。

次に、学校整備費、空調設備整備事業費について、若菜小学校及び大分小学校の２校は、大規模改造工事とあわせて普通教室に空調設備を設置するため、平成３１年９月末までの工期となっているが、児童生徒が安全に学校生活を送ることができるように、２学期開始前までに設置することはできないのかということについては、多目的教室を利用して授業を行うなど、学業に支障がないような形で、平日も工事が行えるように学校側との調整を図っており、できるだけ早く設置したいという答弁であります。

次に、公民館費、その他の公民館費について、自治公民館建築補助事業費を増額した理由は何かということについては、通常の自治公民館建築費の補助率は、補助対象経費の１００分の４５であるが、自然災害により被災した自治公民館等の復旧を緊急的に支援するため、交付要綱に特例を定め、「平成３０年７月豪雨」で被災した上勢田自治公民館及び柳橋自治公民館の建築補助事業費については、補助対象経費の１００分の１００を補助できるようにしたものであるという答弁であります。

次に、債務負担行為、頴田支所借上料について、なぜ事業者が建設した施設をリースするのかということについては、設計から施工後の維持管理までを一括して発注することで早期の移転が図れること。また、支所の建てかえに充てることができる補助事業のメニューがないことなどから、１０年間のリースの後、市に無償で譲渡されるリース方式を採用したものであるという答弁であります。

以上のような審査の後、委員の中から、筑豊ハイツ再整備事業について、経過が不透明な部分があるため、本案に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については賛成多数で、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第１０４号　飯塚市議会議員及び飯塚市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例」、及び「議案第１０６号 飯塚市特別職の職員で非常勤の　ものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」、以上２件については、それぞれ執行部から、議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第１２９号　平成３０年度飯塚市一般会計補正予算(第６号)」、「議案第１３０号　平成３０年度飯塚市国民健康保険特別会計補正予算(第２号)」、「議案第１３１号　　　　平成３０年度飯塚市介護保険特別会計補正予算(第３号)」、「議案第１３２号　平成３０年度飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算(第２号)」、「議案第１３３号　平成３０年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第３号）」、「議案第１３４号　平成３０年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算(第２号)」、「議案第１３５号　平成３０年度飯塚市駐車場事業特別会計補正予算(第２号)」、「議案第１３６号　平成３０年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算(第２号)」、「議案第１３７号　平成３０年度飯塚市水道事業会計補正予算(第２号)」、「議案第１３８号　平成３０年度飯塚市工業用水道事業会計補正予算（第２号）」、「議案第１３９号　平成３０年度飯塚市下水道事業会計補正予算（第２号）」、「議案第１４０号　平成３０年度飯塚市立病院事業会計補正予算（第２号）」、及び「議案第１４１号　飯塚市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」、以上１３件については、関連があるため一括議題とし、執行部から、補正予算書及び議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（藤浦誠一）

　総務委員長の報告に対して質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　日本共産党の川上直喜です。私はただいまの総務委員長報告のうち「議案第８９号」に反対の立場から討論を行います。

「平成３０年度飯塚市一般会計補正予算（第５号）」には、市民の願い、また我が党の提案と主張も反映された予算計上があるものの、筑豊ハイツ再整備関連の補正予算の計上について、経過及び今後の見通しに不透明さがまとわりついているために賛成できません。

市民の願いが反映した補正予算計上には西日本豪雨によって被災を受けた柳橋公民館と上勢田公民館の自治公民館建築補助事業費４０６５万円があります。これは、自然災害における飯塚市自治公民館等建築補助金交付要綱の特例を定める要綱を新たに定め、補助基本額の１００％補助とするものであります。水害常習地域の事実上の身近な避難所を確保するうえで、地方政府の責任の負い方として大きな意義があります。

また、学校教室の空調設備事業費の総額１２億７千万円は、子どもの命にもかかわる重要なものです。ことし４月は、教室の室温が連日のように３０度台半ばに達し、菰田小学校は７月２日に３９度を記録しました。市教育委員会は８月初めに、学校長から月例報告を受けました。いずれにしても、空調設置計画の繰り上げは必須の課題となっていましたが、財政調整基金の取り崩しによる財源確保をためらい、国の交付金を待ったために、ずるずるとタイミングを失い、整備計画の第３グループに位置づけられた立岩、飯塚東、飯塚、高田、上穂波、鯰田、椋本、内野、八木山の９小学校及び大規模改造事業の大分、若菜の２小学校は来年夏までの整備が間に合わない状況があります。予算はついたが、多くの子どもたちが命にかかわる暑さの中で学校生活を過ごすということがないように、市が覚悟を決めて万全を期すべきであります。

一方で、総事業費１５億円にも及ぶ筑豊ハイツ再整備事業は、当初はパラリンピックに参加する車いすテニス選手のためのバリアフリー化された宿舎が１０室ほど足りないということが強く打ち出されました。その後、再整備そのものが強調される展開となり、民間事業者の意向の聞き取りの上で、公募となるも不調に終わったために、まともな反省もないまま再公募を行い、１者応募の業者を当選としました。今回、予算計上はこの１者応募の事業者の申し入れにより３カ年計画を２カ年計画へ１年繰り上げて事業を展開させるものであります。計画策定、建築業者、維持管理業者の選定まで不透明感がつきまといます。我が党は、そもそも筑豊ハイツが勤労者や市民が安価に利用できる温泉浴場をも備えた余暇施設としてスタートし、形を変えながらも今日まで役割を果たしてきたことの重要性を強調してきました。再整備に当たっては、温泉浴場の存続を含めて、現在の利用者の声をよく反映させて行うべきであって、利用者や市民の声を聞かないままの拙速は認めることはできません。以上で、私の討論を終わります。

○議長（藤浦誠一）

　ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。議題中、「議案第８９号　平成３０年度飯塚市一般会計補正予算（第５号）」の委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（　起　立　）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

次に、「議案第１０４号　飯塚市議会議員及び飯塚市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例」、「議案第１０６号　飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」、「議案第１２９号　平成３０年度飯塚市一般会計補正予算（第６号）」、「議案第１３０号　平成３０年度飯塚市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）」、「議案第１３１号　平成３０年度飯塚市介護保険特別会計補正予算（第３号）」、「議案第１３２号　平成３０年度飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）」、「議案第１３３号　平成３０年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第３号）」、「議案第１３４号　平成３０年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第２号）」、「議案第１３５号　平成３０年度飯塚市駐車場事業特別会計補正予算（第２号）」、「議案第１３６号　平成３０年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算（第２号）」、「議案第１３７号　平成３０年度飯塚市水道事業会計補正予算（第２号）」、「議案第１３８号　平成３０年度飯塚市工業用水道事業会計補正予算（第２号）」、「議案第１３９号　平成３０年度飯塚市下水道事業会計補正予算（第２号）」、「議案第１４０号　平成３０年度飯塚市立病院事業会計補正予算（第２号）」、及び「議案第１４１号　飯塚市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」、以上１５件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案１５件は、いずれも原案可決されました。

福祉文教委員長の報告を求めます。６番　奥山亮一議員。

○６番（奥山亮一）

　福祉文教委員会に付託を受けました、議案６件、議員提出議案１件、及び請願１件について審査した結果を報告いたします。

「議案第９１号　平成３０年度飯塚市介護保険特別会計補正予算（第２号）」及び「議案第９９号　平成３０年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算（第１号）」、以上２件については、それぞれ執行部から補正予算書等に基づき、補足説明を受け審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第１０７号　飯塚市奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例」、「議案第１０８号　飯塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」、「議案第１１７号　訴えの提起（鹿毛馬神籠石敷の共有物分割等請求）」及び「議案第１４２号　飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」、以上４件については、それぞれ執行部から議案書等に基づき補足説明を受け、審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議員提出議案第４号　飯塚市の子どもをみんなで守る条例」については、執行部から「児童虐待防止対策の強化に向けた総合対策プラン」の提出並びに補足説明を受け、あわせて提案者から、本会議の審査要望等に対する説明を受け、審査いたしました。

また、審査の過程において、提案者の委員から、本条例案の第１２条第２項及び第４章を削除するなどといった内容の修正案が提出されました。

まず、本会議の審査要望等について、「児童虐待防止対策の強化に向けた総合対策プラン」と条例案との整合性に問題はないのかということについては、総合対策プラン１３項目中、「３．児童相談所と警察の情報共有の強化」及び「１０．児童相談所間・自治体間の情報共有の徹底」については、第１２条及び第２５条において、「５．乳幼児健診未受診者等の緊急把握」及び「８．乳幼児健診等未受診者・妊婦健診未受診者への対応の推進」については、第８条、第９条及び第１９条において、「１１．学校、保育所等と市町村、児童相談所等との連携の推進」については、第８条及び第９条において、「１３．里親養育支援体制の構築及び里親委託の推進」については、第２３条において、それぞれ対応しており、条例との整合性に問題はないと考えている。なお、その他の項目は、児童相談所等について書かれたものであり、市の業務とは関係がないという提案者からの説明でありました。

次に、高齢者、障がい者等への虐待防止も含めた条例にすることはできないのかということについては、当初は高齢者、障がい者等への虐待防止も含めた条例案を検討していたが、条例を制定しようとしたきっかけが児童虐待であったこと、また、本条例案を立案するまでにかなりの労力を要したことから、今回は、児童虐待防止に絞った条例案をつくることにしたという提案者からの説明でありました。

次に、執行部に対する質疑応答の主なものとして、本条例の第５条に規定された市の責務を全て果たすことができるのかということについては、虐待に関する行動は３６５日起こり得ることであり、必要に応じて対応するものであるため、年次計画の作成については、行っている会議やイベントの記載程度になると考えている。また第６項に規定された「親になるための準備」についても具体的な内容が不明であり、対応に苦慮することになるという答弁であります。

次に、関係機関との情報共有について、現在、どのように行っているのかということについては、要保護児童連絡協議会の代表者会、部会等において情報共有を行っており、必要に応じてその他の機関とも連絡を取り合い、情報の提供を受けているという答弁であります。

次に、本条例の前文について、どのような印象をもっているかということについては、前文は基本条例など幅広い施策を行うときに必要であると考えているが、本条例は条文に、目的や基本理念が規定されていることからも、前文は必要ないと考えているという答弁であります。

次に、提案者に対する質疑応答の主なものとして、修正案は原案から大きく変更され、提案者が本条例の根幹と考えていた部分を削除してしまったように思われるが、どういった考えから修正するに至ったのかということについては、当初、原案がベストだと思い提出していたが、本会議及び委員会での議論並びに要保護児童連絡協議会で出された意見を聴く中で、原案のままでは本会議で否決という結果になることも想定された。虐待件数が増加する中で、その部分を変更してでも条例を制定し、早急に市が対応できるようにする必要があると考え、修正に至ったという答弁であります。

次に、前文について、個別の虐待事案を想起させるような内容となっているが、どのような意図で前文を作成したのかということについては、個別の虐待事案だけを取り上げたわけではなく、虐待を受けている子どもたちに寄り添う気持ちを確認し、子どもを守るのは大人の責任であることを宣言した前文になっている。この前文があることで、児童虐待防止を市民に強く訴えることができると思い、作成したという答弁であります。

次に、条例が制定された場合、提案者としてどのように市民に周知していこうと考えているのかということについては、条例が制定されれば、行政側が周知方法については考えるべきであると思うが、提案者として条例の内容や必要性について、さまざまな形で伝えていく努力はしたいという答弁であります。

　次に、国が児童虐待に関する対策に取り組む動きがある中で、今、条例を制定する必要があるのかということについては、確かに国は、本年中に新たな虐待防止の体制強化プランを発表することにしているが、７月に通知された総合対策プランと本条例を比較しても、整合性に欠けるようなものはないと判断している。また、市の責務や市民が取り組むべきことについて細かく規定した本条例は、虐待を予防する点で重要であり、制定する必要があると考えているという答弁であります。

以上のような審査の後、修正案及び修正部分を除く原案については、いずれも可決すべきものと決定いたしました。

次に、「請願第１８号　教室エアコン設置に関する請願」については、慎重に審査するということで、継続審査とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（藤浦誠一）

　福祉文教委員長の報告に対して質疑を許します。質疑はありませんか。２０番　上野伸五議員。

○２０番（上野伸五）

　福祉文教委員長の報告のうち、「議員提出議案第４号　飯塚市の子どもをみんなで守る条例」についてでございます。本会議におきまして、審査要望３点についてしておりました。１つ目は、条例に関係する方々の意見を委員会の審議に付してほしい。２点目に、高齢者、障がい者にも対応できる条例にしてはいかがでしょうか。３点目に罰則を設けることについて審議をしていただきたいという３点についてであります。一部、提案者からの意見や説明は、委員長報告の中にあったようですが、この３点についていわゆる審査はどのようになされたのか、教えていただけますか。

○議長（藤浦誠一）

　６番　奥山亮一議員。

○６番（奥山亮一）

最初の修正案について関係者に聞き取りを行ったのかということにつきましては、審査は行っておりません。罰則規定についての審査は行われたかということにつきましても、行っておりません。高齢者、障がい者の虐待を含めた条例にできないかということにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、提案者から説明がありましたが、質疑等についてはございませんでした。

○議長（藤浦誠一）

　２０番　上野伸五議員。

○２０番（上野伸五）

　重ねてで申しわけない。確認だけさせてください。本会議で審査要望いたしました３点については、いわゆる審査は行われていない。その上で採決がなされたという、こういう認識でよろしいでしょうか。

○議長（藤浦誠一）

　６番　奥山亮一議員。

○６番（奥山亮一）

　はい、そのとおりでございます。

○議長（藤浦誠一）

　ほかに質疑はありませんか。２６番　道祖　満議員。

○２６番（道祖　満）

　委員長報告の中で、「議員提出議案第４号　飯塚市の子どもをみんなで守る条例」について、お尋ねいたします。国は、平成３０年３月に発生した東京都目黒区の児童虐待事件後、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」を平成３０年７月２０日に発表し、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」を年内に策定するとのことでありました。委員長報告を聞いておる限りにおいては、７月２０日に発表した内容についての質疑はあっていたように聞き取れましたけれど、１２月１５日に強化プランの内容が判明したとの報道が翌日の新聞で報道されておりましたけれど、その内容についての確認は委員会であったのかどうか、まずお尋ねします。

○議長（藤浦誠一）

　６番　奥山亮一議員。

○６番（奥山亮一）

　確認は行われておりません。

○議長（藤浦誠一）

　２６番　道祖　満議員。

○２６番（道祖　満）

　確認はされていないわけですね。ということは、提案条例との関連性についての審議はされておらんということですね。確認します。

○議長（藤浦誠一）

　６番　奥山亮一議員。

○６番（奥山亮一）

　行われておりません。

○議長（藤浦誠一）

　２６番　道祖　満議員。

○２６番（道祖　満）

　その中ではっきりしているのは、平成２８年の児童福祉法改正で、市区町村での整備が努力義務となっていた「子ども家庭総合支援拠点」を全市区町村に設置する。そして、それの中に社会福祉司や医師といった専門職員が配置されるというふうになっておるわけですけれど、またこれ、要保護児童対策地域協議会の活性化に向けて、全市区町村に調整担当と調整担当者の質を上げるための研修を実施するということが含まれておるわけですけれども、そういうことも一切確認されてないということで理解していいんですか。

○議長（藤浦誠一）

　６番　奥山亮一議員。

○６番（奥山亮一）

　はい。

○議長（藤浦誠一）

　２６番　道祖　満議員。

○２６番（道祖　満）

　委員長報告では、今回、平成３０年１０月２４日付のこの条例の修正動議の撤回請求書が出され、１２月１７日の委員会で了承されたということでございますけれど、修正案の説明では、提案者から本会議、委員会、要保護児童連絡協議会の代表者会議等の意見を聞き、委員会では確か慎重な意見が出されておったから削除するという提案者の発言があったというふうに、議事録を見ていたんですけれど、委員長報告では否決されるから、これを削除したということでありました。どちらにしろ、なぜ否決されるような、または慎重な意見が要保護児童連絡協議会等の代表者なり、委員会、本会議で出されたかというふうな確認はされておりますか。

○議長（藤浦誠一）

　暫時休憩いたします。

午前１０時３１分　休憩

午前１０時３１分　再開

○議長（藤浦誠一）

本会議を再開いたします。６番　奥山亮一議員。

○６番（奥山亮一）

　確認はされておりません。

○議長（藤浦誠一）

　２６番　道祖　満議員。

○２６番（道祖　満）

　確認されてないということでありますけれど、児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律から逸脱する部分があったので、そういう意見が出されて、否決なりせざるを得ないから修正案を提出した、一部削除して修正案を提出したというふうに理解してよいのかどうか。

○議長（藤浦誠一）

　暫時休憩いたします。

午前１０時３２分　休憩

午前１０時３２分　再開

○議長（藤浦誠一）

本会議を再開いたします。２６番　道祖　満議員。

○２６番（道祖　満）

　そこで否決されるということは、やはりそれは法に抵触するということで、そういうふうに修正案を出されたというふうに私は理解いたします。

続きまして、条例が提案された際に、審査要望として児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律等々、提案条例との比較をされることを要望してきましたけれど、委員会質疑では、７月２０日の「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」について、方向性として何らこの条例と整合性を欠くものではないと考えていると提案者は答弁しておりますけれど、当初から言っておりましたように、関係法令等と条例、提案条例の各条項が比較、検討された結果、こういうふうになったんでしょうかね。委員会の中で比較されたんですか。

○議長（藤浦誠一）

　６番　奥山亮一議員。

○６番（奥山亮一）

　１条例ずつの比較は行っておりません。

○議長（藤浦誠一）

　２６番　道祖　満議員。

○２６番（道祖　満）

　提案条例の第１条には、目的が定められております。児童虐待の防止等に関する法律では、目的として第１条では、「この法律は、児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことをかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、もって児童の権利利益の擁護に資することを目的とする」とありますけれど、この提案条例の第１条との整合性については、質疑は行われたのかどうか。改めてお尋ねいたします。

○議長（藤浦誠一）

　６番　奥山亮一議員。

○６番（奥山亮一）

　あっておりません。

○議長（藤浦誠一）

　２６番　道祖　満議員。

○２６番（道祖　満）

　提案条例の第２条に定義が定められております。提案者はこの条例は、児童虐待防止が目的だということを言われておりますけど、子どもの定義、「子ども」となっているんですよね。「１８歳に満たないものをいう」とされておりますけど、児童福祉法第２節、定義、第４条で、「この法律で、児童とは、満１８歳に満たない者をいい、児童を左のように分ける」とありますけれど、なぜ児童虐待防止の目的で条例をつくるのに、「子ども」とわざわざ定義をつくって読ませて、この条例を制定するのか。そのような、児童虐待の防止であるならば、虐待防止等に関する法律もあるわけで、市民に児童虐待が目的だとストレートに伝わるようにすべきだと考えるわけですけれども、なぜそこを「子ども」としたのか。その意味合いについての質疑等はあっておりますか。

○議長（藤浦誠一）

　６番　奥山亮一議員。

○６番（奥山亮一）

　あっておりません。

○議長（藤浦誠一）

　２６番　道祖　満議員。

○２６番（道祖　満）

　提案条例の第２条（６）「関係機関等」として、条文が定められておりますけど、児童福祉法第２１条の１０の５には、「病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関する機関及び医師、歯科医師、保健師、助産婦、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、要支援児童等と思われる者を把握したときは、当該者の情報をその現在地の市町村に提供するよう努めなければならない。」とあります。これと比較したときに、提案条例の「関係機関等」の定義のところには、児童または妊産婦の医療が、子どもの医療に変わっている。定義が変わっていますから、児童が子どもに変わるのは、そういうふうにされたのかもわかりませんけれど、なぜ、妊産婦の医療が除かれて、削除されておるのか。そして、現場で立ち会う看護師が削除されております。看護師が。このことについては、何か理由があって、こういうふうに変更されたということになっておるんでしょうか。質疑があっておりますか。

○議長（藤浦誠一）

　６番　奥山亮一議員。

○６番（奥山亮一）

　質疑はあっておりません。

○議長（藤浦誠一）

　２６番　道祖　満議員。

○２６番（道祖　満）

　ちなみに言いますと、児童虐待の防止等に関する法律に、児童虐待の早期発見等として第５条に、いろいろな関係団体が出され、名称が出されてくるんですけれども、ここでも、看護師というのが出てくるんですね。何でそれは看護師が除かれておるのか。こういう議論をされておりますか。

○議長（藤浦誠一）

　６番　奥山亮一議員。

○６番（奥山亮一）

　そういった議論はされておりません。

○議長（藤浦誠一）

　２６番　道祖　満議員。

○２６番（道祖　満）

　ということは、悪いですけれども、議論されてないということは、平成２８年の児童福祉法の一部の改正については、全然検討されてないというふうに理解してよろしいということですね。

○議長（藤浦誠一）

　６番　奥山亮一議員。

○６番（奥山亮一）

　はい、そのとおりです。

○議長（藤浦誠一）

　２６番　道祖　満議員。

○２６番（道祖　満）

　提案条例、第３条の基本理念の第１項と児童福祉法第１章、第１条には「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。」とありますけれど、この提案条例と児童福祉法、今言った内容との整合性についても質疑は、なかったんですね。

○議長（藤浦誠一）

　６番　奥山亮一議員。

○６番（奥山亮一）

　はい、そのとおりです。

○議長（藤浦誠一）

　２６番　道祖　満議員。

○２６番（道祖　満）

　提案条例第３条第４項と児童福祉法第２条第１項では、「全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。」と児童福祉法にはなっておるんですけれど、この提案条例の第３条第４項との整合性についての質疑は、これもされてないというふうに理解していいんですか。

○議長（藤浦誠一）

　６番　奥山亮一議員。

○６番（奥山亮一）

　はい、そのとおりです。

○議長（藤浦誠一）

　２６番　道祖　満議員。

○２６番（道祖　満）

　では、提案条例第４条では、「基本方針」として方針が定められておるんですけど、その中で「地域行政」と何度も出てきますけれど、児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律には、地域という表現が見られないんですけれど、この地域とはどの範囲を示すのか、質疑等がありましたか。

○議長（藤浦誠一）

　６番　奥山亮一議員。

○６番（奥山亮一）

　あっておりません。

○議長（藤浦誠一）

　２６番　道祖　満議員。

○２６番（道祖　満）

　児童虐待の防止等に関する法律の第４条第７項には、「何人も、児童の健全な成長のために、家庭及び近隣社会の連帯が求められていることに留意しなければならない。」とあるんですけれど、こういうことと地域という表現との整合性については、やはり質疑はなかったわけですね。説明もなかったんですね。

○議長（藤浦誠一）

　６番　奥山亮一議員。

○６番（奥山亮一）

　質疑は行われておりません。

○議長（藤浦誠一）

　２６番　道祖　満議員。

○２６番（道祖　満）

　提案条例第５条では、「市の責務」が定められておりますけれど、児童福祉法第３条の２、第３条の３に地方自治体の責務が定められておりますけれど、これとの整合性も議論がされてないということですか。

○議長（藤浦誠一）

　６番　奥山亮一議員。

○６番（奥山亮一）

　はい、そのとおりです。

○議長（藤浦誠一）

　２６番　道祖　満議員。

○２６番（道祖　満）

　児童虐待の防止等に関する法律の第４条第１項から第５項まで、国及び地方公共団体の責務等が定められておりますけれど、この法の条文と提案条例の条文の整合性についても、質疑がされてないということですね。

○議長（藤浦誠一）

　６番　奥山亮一議員。

○６番（奥山亮一）

　はい、そのとおりです。

○議長（藤浦誠一）

　２６番　道祖　満議員。

○２６番（道祖　満）

　提案条例第５条第５項に市に年次計画の策定を求めておりますが、具体的な内容については、質疑はあったのかどうかお尋ねいたします。

○議長（藤浦誠一）

　６番　奥山亮一議員。

○６番（奥山亮一）

　先ほども委員長報告を行いましたが、具体的な内容は行っておりません。

○議長（藤浦誠一）

　２６番　道祖　満議員。

○２６番（道祖　満）

　平成２９年３月３１日、「市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置運営等について」が、厚生労働省雇用均等・児童家庭局から出されております。この中に「４．業務内容」、（２）要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等への支援業務８項目が記載されております。その⑤に「支援計画の作成等」があり、「必要に応じた関係機関等との連携を行い、子どもの権利を守るための支援方針や支援の内容を具体的に実施していくための支援計画を作成する。」とありますけれど、こういうことがあること自体も協議されてないということだろうと思いますけれど、これと提案条例が求めている年次計画との整合性についてとか、そういうことはやっぱり提案者なり、委員のほうで説明なり、質疑等があったのかどうか。

○議長（藤浦誠一）

　６番　奥山亮一議員。

○６番（奥山亮一）

　今申されました内容については、行われておりません。

○議長（藤浦誠一）

　２６番　道祖　満議員。

○２６番（道祖　満）

　しかし提案者は、７月２０日の国の緊急総合対策の１３項目については、全部整合性がとれているということで、説明があったということでありましたけれど、この「市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置運営等について」は、先ほども言いましたけど、年内に示される「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に方針が示されるということが、もう１５日でわかっておるんですね。なおかつ７月２０日の「児童虐待防止対策防止に向けた緊急総合対策」の中でも、市町村が取り組むことということになっておったんです。その方針で進むというようになっていたということなんですけれど、そういうことも確認されてないわけですね。

○議長（藤浦誠一）

　６番　奥山亮一議員。

○６番（奥山亮一）

　委員会の中では確認をしておりません。

○議長（藤浦誠一）

　２６番　道祖　満議員。

○２６番（道祖　満）

　条例議案では第６条、「保護者の責務」について７項目が設けられております。児童福祉法第２条第２項、「児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて、第一義的責任を負う。」とあります。また、児童虐待の防止等に関する法律第４条第６項では「児童の親権を行う者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を有するものであって、親権を行うに当たっては、できる限り児童の利益を尊重するよう努めなければならない」とありますけれど、提案条例の第６条第７項との整合性については質疑がありましたか。

○議長（藤浦誠一）

　６番　奥山亮一議員。

○６番（奥山亮一）

　質疑は行われておりません。

○議長（藤浦誠一）

　２６番　道祖　満議員。

○２６番（道祖　満）

　「子ども虐待対応の手引き」というのが出ておりまして、それが平成２５年８月に改正されております。これ、厚生労働省から出されておるんですけれど、その第一章に、子ども虐待の援助に関する基本事項、「２．子ども虐待防止対策の基本的考え方」（１）虐待が起こっている家庭の特質では、「保護者自身も心身の問題を抱えていて治療が必要であったり、生育歴の問題に苦しんだりしている」とありますけれど、条例では、保護者の責務として、「地域活動に参加すること等により、地域社会から孤立することのないよう努めなければならない」としておりますけれど、いろいろな理由で、地域活動に参加できない人たちもいるのではないかと思うわけでありますけれど、この条文ではあらゆる保護者に地域活動に参加する義務を押しつけている感じがするわけでありますけれど、そういうような議論はありましたか。

○議長（藤浦誠一）

　６番　奥山亮一議員。

○６番（奥山亮一）

　はい、あっておりません。

○議長（藤浦誠一）

　２６番　道祖　満議員。

○２６番（道祖　満）

　提案条例第７条には、「市民等の責務」が定められておりますけれど、児童福祉法第２条に、全て国民は、児童が健やかに育成されるよう努めなければならない、児童虐待の防止等に関する法律第４条第７項に、「何人も、児童の健全な成長のために、家庭及び近隣社会の連帯が求められていることに留意しなければならない。」と規定されておりますが、これらの整合性についての質疑はあったのか、お尋ねいたします。

○議長（藤浦誠一）

　６番　奥山亮一議員。

○６番（奥山亮一）

　今言われました質疑におきましては、委員会の中であっておりません。

○議長（藤浦誠一）

　２６番　道祖　満議員。

○２６番（道祖　満）

　最終的に確認しますけど、やはり関係法令との整合性については十分な議論がなされてないということで理解してよろしいですか。

○議長（藤浦誠一）

　暫時休憩いたします。

午前１０時４９分　休憩

午前１０時５１分　再開

○議長（藤浦誠一）

　本会議を再開いたします。６番　奥山亮一議員。

○６番（奥山亮一）

　委員長として、委員会の審査の内容についてお答えをいたしましたが、今、お問い合わせされましたようなことについては、お答えはできませんので、よろしくお願いします。

○議長（藤浦誠一）

　ほかに質疑はありませんか。２５番　勝田　靖議員。

○２５番（勝田　靖）

　「飯塚市の子どもをみんなで守る条例」に関して、これまでに修正が加えられ、再提案等がなされたようですが、その都度委員会のほうで修正案理由を含め、確認作業が行われて審議が進められたと思います。今までに何回、修正案が提案されたのでしょうか。

○議長（藤浦誠一）

　６番　奥山亮一議員。

○６番（奥山亮一）

　何回ということですが、１０月２４日に提出されています。それから１２月１７日に撤回請求がなされた後、現在の修正案が提出されております。

○議長（藤浦誠一）

　２５番　勝田　靖議員。

○２５番（勝田　靖）

　その際、修正の箇所と、その修正案の理由、どういった内容なのか確認の意味でお尋ねしたいと思います。

○議長（藤浦誠一）

　６番　奥山亮一議員。

○６番（奥山亮一）

　修正箇所は本日、配付させていただいています修正案の内容のとおりでございます。個別の修正理由としまして、第１２条第２項及び第４章プラス第３２条でございます、それから次に、第１６条、それから第２２条でございます。

○議長（藤浦誠一）

　２５番　勝田　靖議員。

○２５番（勝田　靖）

　そのときに、委員会の委員の方々からその修正案理由に対して、どのような質問もしくは意見等が述べられたでしょうか。

○議長（藤浦誠一）

　６番　奥山亮一議員。

○６番（奥山亮一）

　修正理由に対する質疑はありました。内容としまして、先ほども報告させていただきましたけれども、当初、原案がベストだと思い、提出しておりましたが、本会議及び委員会での議論並びに要保護児童連絡協議会で出された意見を聞く中で、原案のままでは本会議で否決という結果になることも想定されたため、虐待件数が増加する中、修正条例を制定し、早急に市が対応できるようにする必要があると考え、修正に至ったという内容でございます。

○議長（藤浦誠一）

　２５番　勝田　靖議員。

○２５番（勝田　靖）

　では次に、第１２条の「情報の共有」に関して、第２項の末尾の文書が全て削除されているわけですが、その理由説明は、提案者はどのような内容で説明されたでしょうか。

○議長（藤浦誠一）

　６番　奥山亮一議員。

○６番（奥山亮一）

　本会議及び委員会、また要保護児童連絡協議会の代表者会議でも慎重な意見が出されており、意見が二分したため削除したという説明がありました。その修正に伴い、第３２条については、修正を行ったものという説明でございます。

○議長（藤浦誠一）

　２５番　勝田　靖議員。

○２５番（勝田　靖）

　次に、第１６条の「地域における子育て支援の取組」に関する内容の第１項から第３項までの内容が義務規定の「何々でなければならない」という表現が、全て努力規定の「何々するものとする」に修正されています。

次に第２２条第２項、これは「保護支援指針」という文言が削除されています。

さらには第３２条の「守秘義務」の修正内容は、第１項及び第２項の文章を一文化しておりますが、これは恐らく協議会そのものに関する第２７条から第３１条に関する部分が削除された関係だと思うわけですね。これは当初提案議員が提案理由で説明されていた今までとは違う仕組みを盛り込みましたと。さらには、今回の条例案がベストと考え提案していますと言われていたと思うんですが。したがって修正された文章表記、削除された文言とは、まさに提案者の一番、盛り込みたかった内容ではなかったかと思うわけですけれど、そういった修正案理由の説明の際に、委員の方々から具体的な質問等はなかったのでしょうか。

○議長（藤浦誠一）

　６番　奥山亮一議員。

○６番（奥山亮一）

　委員会の中でそのような質問はございませんでした。

○議長（藤浦誠一）

　２５番　勝田　靖議員。

○２５番（勝田　靖）

　次に、第１９条の「通告に係る子どもの安全の確認等」に関することですが、第１項から第５項に、市民、保護者、市の対応と記述して内容があるわけですが、この文章表記が義務規定と努力規定の文言が混同しているんですが、こういった内容等についての質問はあったでしょうか。

○議長（藤浦誠一）

　６番　奥山亮一議員。

○６番（奥山亮一）

　委員会の中ではございませんでした。

○議長（藤浦誠一）

　２５番　勝田　靖議員。

○２５番（勝田　靖）

　今日まで、この「飯塚市の子どもをみんなで守る条例」に関しての福祉文教委員会が、恐らく５回だと思うんですが、５回ほど開催されているんですが、その中で飯塚市には既に厚労省が策定しております「要保護児童対策協議会設置・運営指針」及び「市町村子ども家庭支援指針」をもとにして作成されました「飯塚市要保護児童連絡協議会マニュアル」にもとにして要綱、そういったものがつくられているわけですね、それに従って同様の協議会も設置されて、活動している状況があるわけです。そこで、現在進行形の形で進められている要綱及び協議会のあり方を含め、不備な点や機能していないと思われるようなことについて、この条例案と並行した協議はなされたのでしょうか。

○議長（藤浦誠一）

　６番　奥山亮一議員。

○６番（奥山亮一）

　今質問されました内容ですけれども、１０月２４日から１２月１７日の委員会の中で、そのような協議はありませんでした。

○議長（藤浦誠一）

　２５番　勝田　靖議員。

○２５番（勝田　靖）

　最後になりますが、「要保護児童対策地域協議会」に関する設置の第２７条から第３１条までの、これは、恐らく提案者の一番の売りの部分じゃなかったかなと思うわけですね。その部分が削除されたことについて、委員さんのほうからご質問はありませんでしたか。

○議長（藤浦誠一）

　６番　奥山亮一議員。

○６番（奥山亮一）

　委員会の中では、質問はありませんでした。

○議長（藤浦誠一）

　ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。２６番　道祖　満議員。

○２６番（道祖　満）

　「議員提出議案第４号　飯塚市の子どもをみんなで守る条例」の制定に、修正案、原案ともに反対の立場で討論をいたします。

私も児童虐待防止については積極的に取り組むべきだと考えておりますけれど、委員長報告に対して、質疑をさせていただきました。また、審査要望もさせていただいておったわけですが、結果として十分な審査が行われてないということが、委員長報告に対する質疑の中で、はっきりしてきました。

児童虐待に関する法令、指針等一覧が厚生労働省のホームページにありますけど、児童虐待の防止を目的に、児童福祉法の一部改正を受けて多くの省令、指針が出されております。今回の提案条例については、児童福祉法、児童虐待等に関する法律に沿って提案されているものというふうに理解しておりますが、また提案者は、そういう意味では法令等とは整合性がとれていると述べられておりますけれど、提案の条例文では、児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、またこれに関連する省令などの文言をちりばめたものになっておるというふうに感じます。条文が、法令または省令のどの部分に関係しているのかが判読に苦労するものになっております。これについては、やはり根拠を明確に示すことが市民に理解を、児童虐待防止に対する理解を求める場合には必要になってくると思います。

提案者は、法令、省令と整合性はとれているというふうに言われておりますけれど、先ほど質問したとおり、児童福祉法の一部が、平成２８年に改正されておって、いろいろな関係団体が明示されておりますけれど、それが欠如している部分も見えます。それから考えますと法が言っている内容との整合性がとれてないように理解されます。

また、当初提案された条例の条文が、本会議、委員会、要保護対策協議会の代表者会議から慎重な意見、またそれが否決につながるということで修正案が出されておりますけど、なぜそういうふうになったのか考えますと、それは法令、省令よりも提案された条例の内容が逸脱した部分があったので、修正を余儀されたものではないかと考えます。

最初の条例文から案文の一部が削除され、修正され、条例が再度提案されておりますけど、委員長報告に対しての質疑では、本年３月に発生した東京都目黒区の児童虐待事件を受けて、７月に出された児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策に示されている１２月、年内までに国が示すとした児童虐待防止対策体制総合プランについても詳しく審議されておりません。

今回の提案条例は、児童虐待の防止が目的の条例であると提案者は言われておりますけれど、やはり法令、省令などから逸脱した条例は実効性が伴わないと考えます。また法令、省令に不足するものは、法のほうで充足することになるというふうに考えます。だから私は、国の動きを確認しながら、飯塚市の児童虐待防止に取り組んでいくことが必要であると考えて、反対の立場で討論させていただきます。以上で終わります。

○議長（藤浦誠一）

　ほかに討論はありませんか。２５番　勝田　靖議員。

○２５番（勝田　靖）

　私は、「議員提出議案第４号　飯塚市の子どもをみんなで守る条例」並びに修正案に反対の立場で討論いたします。

まず最初に、今回の「飯塚市の子どもをみんなでの条例」についてですが、提案者は６月２２日の定例会中、提案説明の質疑応答の中で、同僚議員のこの「飯塚市の子どもをみんなで守る条例」は、児童虐待防止のための条例であると理解していいのかという質問に対し、提案者は確かにそのとおりですと言われていました。そもそも児童虐待に関しての法律としては、従来は、児童福祉法だけで対応していたものが、虐待の急激な増加に伴い、２０００年、平成１２年５月公布、同年１１月施行、そういった形からスタートしたと思います。その後、時代の流れとともに、児童虐待の様相も現状も変化をし続けてきた結果、国のほうとしては、現在、児童福祉法だけでなく、児童虐待防止法という法律も加わり、子どもの命や将来を見守り続ける形となったと思います。もちろん、この２つの法律も児童虐待の増加に伴い、適切な対応や支援ができるように、法改正が継続的に行われているのだと思います。

さらに飯塚市では、既に提案議員が求めている条例とほぼ同じ内容だと私は思っているわけですが、「飯塚市要児童連絡協議会要綱」というものが存在し、本市における児童虐待防止並びに対策について、子育て支援課を中心に飯塚市家庭児童相談所、田川児童相談所、飯塚警察署が中心となり、また虐待の対応及び解決を図るために、日夜奮闘されている実態があります。つまり、これらの取り組みは２つの法律にのっとり実施され、虐待防止に努めていることになります。

また厚生労働省が策定した、「要保護児童対策協議会設置・運営指針」及び「市町村子ども家庭支援指針」をもとにした「飯塚市要保護児童連絡協議会マニュアル」も作成し、円滑に運営を図っている実態もあります。このマニュアルの中には、市の役割を初めとする通告、相談への対応、虐待の確認など細部にわたり明記され、これに基づき関係機関と連携して、対象児童の保護や支援を実施しているわけです。つまり飯塚市には、法に基づいたシステムや機関等で子どもの虐待に関しては、防止に努めていると私は思っています。にもかかわらず、今現実に飯塚市で運営している要綱や協議会が、全く不備だらけで機能していないシステムであるならば、新たな条例も必要となってくるのは理解できます。しかし、実際の委員会の中において、現在の要綱の不備な点や協議会の機能していない部分などが明確にされることなく、提案者の条例案の内容審議だけが行われたことについて、疑問を感じます。

また修正案等で、新たな「飯塚市要保護児童対策地域協議会」にかかわる全ての条例及び項が削除されていますが、提案者は、私たちの提案した条例のままでは否決もあり得る。市としての対応を急ぐためのものであるから、意見や考えを取り入れ、削除、修正を行ったというような説明等があったことも、非常に私としては気になって仕方がありません。そこで、再提案の条例を読み直しますと、私は言葉は悪いですが、骨抜きの条例になっているのではないかと思っています。提案者が当初の提案の際に、強固なものにするとか、ベストなものと言っていた内容とはかけ離れてしまっているのではないかと思います。私は今の飯塚市が活用している要綱で、そこをもとにいろんなものを加味しながら作成していけばいいと思っていますし、担当所管課や協議会のメンバーの方は、児童虐待防止のためにしっかり尽力してくれていると私は評価をしております。

本当に今の状況で、子どもたちの命や将来が保障されないというのであれば、補強することや改正することを考えるべきではないでしょうか。さらに、私が傍聴したときの委員会の提案答弁者や修正した部分等を読み直したときに、内容はともあれ、是が非でも提案者が今回の条例案を通したいという気持ちだけがあらわれているというふうにしか、私には見えてきません。言いかえると条例制定だけしか眼中になく、協議内容にしても、根幹に触れる部分についての審議は、残念ながら私はできていないといった受け取り方をしております。

最後に、私は児童虐待防止に向けては、９月の折にも言いましたが、これに関しては、実働部隊となる市の子育て支援課のスタッフや児童相談所の方々、そして警察がやはり主流となり、子どもに身近な存在である発見の窓口となる子どもの育ちにかかわる教育関係機関の方々、そういったところが中心に協議を重ね、作成に当たるのがより市民に根差した条例ができるのではないかと思っております。条例制定までの提案者の方々のご苦労は理解もできますし、本当に大変であったとは思います。しかし、今回の条例制定に向けて関係機関との協議や参考意見等の聴取が一部の偏った内容だけで整備され、条例として出てきたのではないかと心配しております。条例制定については、それなりの手続や順序、段階等を経て、でき上がるのが真の条例の形であると思います。当然それは踏まえたんだろうと思いますが、今回の条例制定には、その過程が私には見えてきませんでした。そのような条例が本当に子どもたちの命や将来を守ることができるのかとても不安です。したがって、今回の「議員提出議案第４号　飯塚市の子どもをみんなで守る条例」並びに修正案については反対したいと思います。以上で、討論を終わります。

○議長（藤浦誠一）

　ほかに討論はありませんか。７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　私はただいまの福祉文教委員長報告のうち、「議案第１０８号」、「議員提出議案第４号」に反対、さらに「請願第１８号」については急を要する課題であることから、採択を求め、継続審査には反対の立場から討論を行います。

まず、「飯塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。この条例改正は、放課後児童支援員の資格要件を、現行の保育士、社会福祉士、幼稚園教諭、小学校教諭に加えて、専門大学前期課程修了者を追加し、緩和するものであります。子どもたちの放課後の安全と命に責任を持つ仕事であり、人手不足を理由に資格要件を緩和することは適切ではありません。専門職にふさわしく、賃金や労働条件の改善による人材確保こそが求められます。なお、専門職資格を持たない場合でも資格を獲得できる制度づくりが重要であることは当然であります。

次に、「飯塚市の子どもをみんなで守る条例」についてであります。この議員提出議案は、児童虐待から飯塚市の子どもを市民みんなで守るためとして、６月定例会に議員４人によって提出されたものであります。当初の構成は、「前文」、第１章、「総則」、第２章、「児童虐待の予防のための子育て支援」、第３章、「児童虐待防止等のための取組」、第４章、「要保護児童対策地域協議会」、第５章、「雑則」、及び「附則」でした。１２月定例会までに、第４章、「要保護児童対策地域協議会」を全て削除し、第１２条、「情報の共有」第２項、第１６条、「地域における子育て支援の取組」の全て、第２２条、「保護及び支援を行うための指針の策定」の全て、及び第３２条、「守秘義務」を改める修正案を提出しています。

ことし３月に東京都目黒区で当時５歳の女児が虐待を受けて亡くなった事件は、極めて痛ましく、深刻な衝撃が社会全体に走りました。児童相談所への児童虐待相談対応件数は２０１６年度には１２万件を超えており、５年前と比べて倍増、また児童虐待により、年間約８０人もの子どもの命が失われています。この児童虐待には貧困と格差の急速な拡大があり、その防止の課題はまさに緊急課題と言わなければなりません。

議員提出の条例案が提出されて半年が過ぎましたが、この間に国は「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」を７月２０日付で策定いたしました。その中心点は、１．転居した場合の児童相談所間における情報共有の徹底、２．子どもの安全確認ができない場合の対応の徹底、３．児童相談所と警察の情報共有の強化、４．子どもの安全確保を最優先とした適切な一時保護や施設入所等の措置の実施と解除、５．乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の緊急把握の実施、６．「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」の策定であります。このうち、６番目の「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」は、地域において、児童相談所と市町村が役割分担しながら、全ての子どもに対して切れ目ない支援を提供するため、２０１９年度から２０２２年度までに児童相談所、市町村、それぞれの専門職の配置を図る取り組みを進めるとしています。

具体的には、１．児童相談所の体制強化として、児童福祉司の増員、児童心理司の増員、保健師の増員、弁護士の配置等、一時保護所、２．市町村の体制強化として、子ども家庭総合支援拠点の強化、要保護児童対策地域協議会の強化が打ち出されています。このように、国の動向は、議案提出者の評価どおりではなく、今回提出条例案の枠組みを超えて、スピード感を持った動きとなっており、国と市町村、関係機関がしっかり連携をとって取り組みを進められるよう、整合性を図る上でも、今回、条例修正案が削除した第４章を含めて、さらに慎重に検討すべき状況が生まれていると思われます。条例そのものに即して言えば、児童虐待防止を目的にした条例として「飯塚市の子どもをみんなで守る条例」という一般的な名称でよいのか。また、前文のあり方は法的な総括として適切か、さらに、第６条の「保護者の責務」の踏み込みは妥当か。このほかにも、なお粗削りな部分があり、検討が引き続き必要であります。

子どもの命と安全にかかわる重大な条例制定に拙速があってはならず、今回の条例案は一旦撤回し、市民の共感を獲得して、出直し、提出し直すべきと考えます。この際、市議会の決意を示す決議こそが重要であり、臨時議会を行ってでも早急に決議を上げるべきだと考え、提案をしたいと思います。

この立場からこの議案に対する討論の最後に、１９４８年５月５日、子どもの人格を重んじ、子どもの幸福を図るとともに、母に感謝することを趣旨として、「こどもの日」が制定された３年後、つまり１９５１年５月５日、内閣総理大臣により招集され、国民各層、各界の代表で構成した児童憲章制定会議によって制定された児童憲章を読み上げてくくりとしたいと思います。

「われらは日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。児童は人として尊ばれる。児童は社会の一員として重んじられる。児童は、よい環境の中で育てられる。１．すべての児童は心身ともに健やかにうまれ育てられ、その生活を保障される。２．すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。３．すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害からまもられる。４．すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的にはたすようにみちびかれる。５．すべての児童は、自然を愛し、科学と芸術を尊ぶようにみちびかれ、また、道徳的心情がつちかわれる。６．すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分に整った教育の施設を用意される、７．すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。８．すべての児童は、その労働において心身の発達が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また児童としての生活がさまたげられないように、十分に保護される。９．すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、悪い環境からまもられる。１０．すべての児童は、虐待・酷使・放任その他不当な取り扱いからまもられる。あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。１１．すべての児童は、身体が不自由な場合、または精神の機能が不十分な場合に、適切な治療と教育と保護が与えられる。１２．すべての児童は、愛とまことによって結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するようにみちびかれる。」

　最後は、「教室エアコン設置に関する請願」についてであります。この請願は総務委員長報告に対する討論の中で述べましたように、立岩、飯塚東、飯塚、高田、上穂波、鯰田、椋本、内野、八木山、９小学校及び大規模改造事業の大分、若菜の２小学校についても、確実に来年夏までに設置することを求めるものであります。クーラー設置のお金はあるのに、国の交付金を待ってずるずるとタイミングを失った市の責任は小さくはなく、来年の夏までに全ての学校と教室で、必ず設置を完了するように、市議会がこの１２月定例会で今回請願を採択することは重要な意義があります。よって、継続審査とすることには賛成できません。以上で、私の討論を終わります。

○議長（藤浦誠一）

　ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。議題中、「議案第９１号　平成３０年度飯塚市介護保険特別会計補正予算（第２号）」、「議案第９９号　平成３０年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算（第１号）」、及び「議案第１０７号　飯塚市奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例」、以上３件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案３件は、いずれも原案可決されました。

次に、「議案第１０８号　飯塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（　起　立　）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

次に、「議案第１１７号　訴えの提起（鹿毛馬神籠石敷の共有物分割等請求）」、及び「議案第１４２号　飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」、以上２件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案２件は、いずれも原案可決されました。

　次に、「議員提出議案第４号　飯塚市の子どもをみんなで守る条例」の委員長報告は修正可決であります。まず、修正案について採決いたします。委員会の修正案に賛成の議員はご起立願います。

（　起　立　）

賛成多数。よって、委員会の修正案は可決されました。

次に、修正議決した部分を除く原案について採決いたします。修正議決した部分を除く原案について可決することに賛成の議員はご起立願います。

（　起　立　）

賛成多数。よって、ただいま修正議決した部分を除く原案は可決されました。

次に、「請願第１８号　教室エアコン設置に関する請願」の委員長報告は継続審査であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員はご起立願います。

（　起　立　）

賛成多数。よって、本件は継続審査とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前１１時２６分　休憩

午前１１時３８分　再開

○議長（藤浦誠一）

本会議を再開いたします。

協働環境委員長の報告を求めます。２０番　上野伸五議員。

○２０番（上野伸五）

　協働環境委員会に付託を受けました議案１５件及び請願２件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第９０号　平成３０年度飯塚市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）」、「議案第９２号　平成３０年度飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）」及び「議案第９８号　平成３０年度飯塚市汚水処理事業特別会計補正予算（第１号）」、以上３件については、執行部から補正予算書等に基づき、それぞれ補足説明を受け、審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第１０９号　飯塚市同和会館及び人権啓発センター条例の一部を改正する条例」、「議案第１１０号　飯塚市集会所及び生活館条例の一部を改正する条例」、「議案第１１１号　飯塚市同和対策施設条例を廃止する条例」、「議案第１１２号　飯塚市納骨堂条例」及び「議案第１１８号　事務の受託（電子情報処理組織による戸籍事務）」、以上５件については、執行部から議案書に基づき、それぞれ補足説明を受け、審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第１１９号　ふくおか県央環境広域施設組合の設立について」、「議案第１２０号　ふくおか県央環境施設組合規約の変更について」、「議案第１２１号　ふくおか県央環境施設組合の解散について」、「議案第１２２号　ふくおか県央環境施設組合の解散に伴う財産処分について」、「議案第１２３号　飯塚市・桂川町衛生施設組合規約の変更について」、「議案第１２４号　飯塚市・桂川町衛生施設組合の解散について」及び「議案第１２５号　飯塚市・桂川町衛生施設組合の解散に伴う財産処分について」、以上７件については、関連があるため一括議題とし、執行部から議案書に基づき、補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、新組合における課題としては、どのようなものがあるのかということについては、ごみ処理施設である飯塚市クリーンセンター及び嘉麻クリーンセンターは、

これまでの大規模改修等によって２０２８年まで供用可能であるが、穂波地区、筑穂地区及び桂川町のごみを処理している桂苑は、老朽化していること、庄内地区、頴田地区及び嘉麻市稲築地区のごみを処理しているごみ燃料化センターは、大牟田リサイクル発電所でのＲＤＦの受け入れが２０２２年までとなっていることから、これらの対応が求められている。また、し尿処理施設及び火葬場についても、老朽化への対応が求められているという答弁であります。

次に、将来的には施設の集約など、どのように考えているのかということについては、新組合を中心として関係自治体とともに将来の世代への負担を軽減できるように具体的な検討が進められていくという答弁であります。

以上のような審査の後、採決を行った結果、本案については原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「請願第１６号　金比羅山（馬敷）のメガソーラー開発中止と豊かな緑の保全に関する請願」については、紹介議員より趣旨説明を受け、審査いたしました。

紹介議員に対する質疑応答の主なものとして、「関係業者と関係機関に申し入れ」とあるが、具体的にはどのようなところに申し入れをするのかということについては、関係業者は、日本エネルギー総合システム株式会社、関係機関は、林地開発許可申請の関係では県知事、再生可能エネルギーの関係では経済産業省となる。また、林地開発許可申請にかかわる市の意見書の内容によっては、関係機関として、飯塚市長、市議会の決議の内容によっては、関係業者として、九州電力がかかわってくることもあるという答弁であります。

次に、「管理を必要とする坑道が存在し危険な場所」とあるが具体的な位置は把握しているのかということについては、炭鉱で働いていた方々の経験や、実際に陥没している現場を見た住民の実体験に基づくものであり、坑道の位置については確認をしていないという答弁であります。

次に、執行部に対する質疑応答の主なものとして、県への林地開発許可申請及び本市の自然環境保全条例に基づく手続を含め、これまでの経緯は、どのようになっているのかということについては、ことし５月２５日に事業者が地元住民に対して、任意の説明会を開催している。その後、林地開発許可関連では、７月９日に事業者が県に対し、林地開発許可の申請を行い、市が同申請に係る意見書を県に提出した後に、福岡県森林審議会が開催され、１２月１０日に林地開発行為が許可されている。本市の自然環境保全条例に基づく手続では、１０月１日に事業者が市に対し、事業計画書の提出を行い、公告の後に、住民説明会が開催されている。この説明会では、周辺住民から「土砂災害、水害に対する心配」、「覚書の内容」及び「説明会はこれで終わりか」などの質問があり、これに対し、事業者から「調整池等の防災施設の説明」、「覚書は案が示されたうえで、今後地元と一緒に考えていくこと」及び「条例に基づいた説明会は終わりとするが、今後もしっかり対応していくこと」などの回答がなされている。また、同条例に基づく事業計画に対する市民の意見書では、１０名の市民から「調整池はどの程度の雨量に耐えられるのか」、「事業終了後のパネルの処理」、「熱放出での農作物への影響」、「損害保険の内容」及び「森林開発によるメガソーラー事業には反対」など３６件の意見書が提出され、今後、事業者に対してこれらの意見書を送付するという答弁であります。

以上のような審査の後、採決を行った結果、本件については賛成者なしで、不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、「請願第１７号　「後期高齢者の窓口負担の見直し」にあたり、原則１割負担の継続を求める意見書採択についての請願」については、慎重に審査するということで、継続審査とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（藤浦誠一）

　協働環境委員長の報告に対して質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　私はただいまの協働環境委員長報告のうち「議案第９０号」、「議案第９２号」、「議案第１１８号」、「議案第１１９号」から「議案第１２５号」に反対、「請願第１８号」に賛成の立場から討論を行います。

まず、「平成３０年度飯塚市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）」についてです。公費繰り入れによる本年度からの国民健康保険税の一世帯当たり約２万円の引き下げは住民要求等と我が党の主張と提案が実ったものであり、歓迎するものであります。しかしながら、それでもなお重過ぎる負担、そのために納入がおくれると差し押え、あるいは１年間通用する保険証をもらえず、１カ月だけなどの短期保険証、あるいは窓口で１０割の自己負担が必要な資格証明書の発行という名の保険証の取り上げの苦しみは続いています。今回補正予算には冷たい国保行政が反映しています。

　次に、「平成３０年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）」についてであります。７５歳以上の高齢者を差別的に囲い込んだうえに保険料の納入がおくれると、１年間通用する保険証を取り上げ、短期保険証しか渡さないという高齢者の命と健康を脅かすあり方が、補正予算に反映しています。

次に、「事務の受託（電子情報処理組織による戸籍事務）」についてであります。これは来年２月１日から直方市の電子情報処理組織による戸籍事務の管理及び執行に関する事務を本市が受託するものですが、ほかの自治体の重要な個人情報を本市が受けることは適切ではありません。

　次に、「ふくおか県央環境広域施設組合設立」関連議案についてであります。飯塚市と嘉麻市、桂川町、小竹町がかかわる清掃工場、リサイクル施設、し尿処理施設、火葬施設の１４施設を持つ新しい広域組合は、任意協議会における協議の間も、住民の意見はまともに聞かれないままのものであります。今後の方向性も定めないまま、とりあえず出発ということでは禍根を残すことになります。また、年間３０億円という予算規模に膨れ上がった上に、今後、統廃合や更新にかかわる巨額の財政出動が予想されますが、２市２町の議会では議案として審議することはできず、広域組合の議会の定数は現状１８人よりは少なくしよう、１人だと欠員になることもあるから複数にしようという、この程度のことで議員数を決めたとのことでは、広域組合議会のチェック機関としての役割が発揮できるか疑問が残るところであります。この際、今回設立は見送って任意協議を継続し、その間に情報を丁寧に発信し、住民負担や環境問題などを住民の意見をきちんと集約し、公表することを求めるものであります。

　最後に、私が紹介議員となった「金比羅山（馬敷）のメガソーラー開発中止と豊かな緑の保全に関する請願」についてであります。協働環境委員会では賛成ゼロで不採択となりました。このメガソーラー開発の予定地は、全て日鉄鉱業が石炭を掘った幾つもの坑道が地下を走っていることを証明するように、事業主が取得した土地も、借り入れる土地も全て鉱害賠償支払い登録済みという不安定な土地であります。

本市はこの一帯を緑地保全地域と位置づけています。今回、開発について市長が本市の都市計画マスタープランにおける地域のまちづくり方針との整合性は図られていませんと、意見書を出したにもかかわらず、県知事が今月、林地開発許可を出したことにより、飯塚市と福岡県の間で新たな矛盾が発生する事態となりました。

水害対策にとって重要施設である調整池の予定地に入っている里道の用途廃止と売却をめぐり、地元住民の１人から同意書、里道を利用している人を含めた複数の方から不同意書が市に提出され、地元住民と市の緊張関係も始まったのであります。

市の自然環境保全条例に基づく手続は、１２月１４日締め切りの意見書提出を受け、業者が見解書を市長に提出することになります。きょう午後２時から行われます自然環境保全対策審議会でも報告される、そういう段階であります。そもそも開発予定地の下流の住宅地は土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域に隣接して囲まれ、水害や土砂災害の不安が大きい地域です。県の森林審議会では、飯塚市と福岡県が放流の方法や放流量について協議済みとの説明が行われましたが、その事跡は福岡県にはないとの説明を地元の方が受けています。

事業主は香川県高松市に本社を置く日本エネルギー総合システム株式会社で、５月２５日の市自然環境保全条例による事業計画届出の前の住民説明会には、この事業主のほか福岡土木（株）、南尾におけるＴＴＳ企画のメガソーラー開発にかかわり、市自然環境保全条例どおりに住民説明会を行わなかったことを後に認めることになり、かつ開発用地の直前の所有者でもある株式会社アルティメット、意味はわかりませんが、立会人ということで木上法律事務所から弁護士の参加がありました。

このまま住民が減少して地域を失うわけにはいかず、今、馬敷に必要なのは乱暴に目先の利益を優先し、緑を奪い去り、水害や土砂災害に怯える暮らしではなく、先祖伝来の豊かな緑と田園を守り、買い物支援ワゴンを走らせるなど、安心して住み続けられる福祉のまちづくりとすることであります。このことを求める請願は共感を呼ぶものであります。議員各位に今回請願への賛同を訴えるものであります。以上で、私の討論を終わります。

○議長（藤浦誠一）

　ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。議題中、「議案第９０号　平成３０年度飯塚市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（　起　立　）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

次に、「議案第９２号　平成３０年度飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（　起　立　）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

次に、「議案第９８号　平成３０年度飯塚市汚水処理事業特別会計補正予算（第１号）」、「議案第１０９号　飯塚市同和会館及び人権啓発センター条例の一部を改正する条例」、「議案第１１０号　飯塚市集会所及び生活館条例の一部を改正する条例」、「議案第１１１号　飯塚市同和対策施設条例を廃止する条例」、及び「議案第１１２号　飯塚市納骨堂条例」、以上５件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案５件は、いずれも原案可決されました。

次に、「議案第１１８号　事務の受託（電子情報処理組織による戸籍事務）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（　起　立　）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

次に、「議案第１１９号　ふくおか県央環境広域施設組合の設立について」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（　起　立　）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

次に、「議案第１２０号　ふくおか県央環境施設組合規約の変更について」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（　起　立　）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

次に、「議案第１２１号　ふくおか県央環境施設組合の解散について」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（　起　立　）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

次に、「議案第１２２号　ふくおか県央環境施設組合の解散に伴う財産処分について」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（　起　立　）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

次に、「議案第１２３号　飯塚市・桂川町衛生施設組合規約の変更について」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（　起　立　）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

次に、「議案第１２４号　飯塚市・桂川町衛生施設組合の解散について」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（　起　立　）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

次に、「議案第１２５号　飯塚市・桂川町衛生施設組合の解散に伴う財産処分について」の

委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（　起　立　）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

次に、「請願第１６号　金比羅山（馬敷）のメガソーラー開発中止と豊かな緑の保全に関する請願」の委員長報告は、不採択であります。請願第１６号を採択することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（　起　立　）

賛成少数。よって本件は、不採択とすることに決定いたしました。

次に、「請願第１７号　「後期高齢者の窓口負担の見直し」にあたり、原則１割負担の継続を求める意見書採択についての請願」の委員長報告は、継続審査であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本件は、継続審査とすることに決定いたしました。

経済建設委員長の報告を求めます。２８番　平山　悟議員。

○２８番（平山　悟）

　経済建設委員会に付託を受けました議案１６件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第９３号　平成３０年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第１号）」、「議案第９４号　平成３０年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第２号）」、「議案第９５号　平成３０年度飯塚市農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）」、「議案第９６号　平成３０年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第１号）」、「議案第９７号　平成３０年度飯塚市駐車場事業特別会計補正予算（第１号）」、「議案第１００号　平成３０年度飯塚市水道事業会計補正予算（第１号）」、「議案第１０１号　平成３０年度飯塚市工業用水道事業会計補正予算（第１号）」、「議案第１０２号　平成３０年度飯塚市下水道事業会計補正予算（第１号）」、及び「議案第１０３号　平成３０年度飯塚市立病院事業会計補正予算（第１号）」、以上９件については、それぞれ執行部から、補正予算書等に基づき補足説明を受け、審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第１０５号　飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」、「議案第１１３号　飯塚市農林水産業施設災害復旧事業受益者分担金条例の一部を改正する条例」、「議案第１１４号　飯塚市農業施設条例」、「議案第１１５号　飯塚市地方卸売市場条例の一部を改正する条例」、「議案第１１６号　飯塚市児童遊園条例の一部を改正する条例」、「議案第１２６号　市道路線の廃止」、及び「議案第１２７号　市道路線の認定」、以上７件については、それぞれ執行部から、議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（藤浦誠一）

　経済建設委員長の報告に対して質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　私はただいまの経済建設委員長報告のうち、「議案第９４号」、「議案第１００号」、「議案第１０３号」、「議案第１０５号」、「議案第１１５号」について反対の立場から討論を行います。

まず、「平成３０年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第２号）」についてであります。公営ギャンブルにはなじまない民間事業者に包括的委託にかかわるものが補正予算にあり同意できません。

　次に、「平成３０年度飯塚市水道事業会計補正予算（第１号）」についてであります。浄水施設の一括民間委託は、水道事業の公的責任を放棄するものであり認めることはできません。

　次に、「平成３０年度飯塚市立病院事業会計補正予算（第１号）」についてです。そもそも国の責任で筑豊労災病院存続を行うべきところ、飯塚市立病院として存続させ、指定管理者に任せるやり方は認めることができません。しかも、運営協議会での地域住民、患者、労働者、専門知識を有する弁護士等の参加者を認めないままであります。

　次に、「飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。この条例改正は、飯塚市上下水道事業経営審議会を市長が任命する１０人以内で設置し、水道事業、下水道事業、工業用水道事業の方向性、経営のあり方等に関して、調査、審議させるものとの説明であります。

臨時国会で水道の民営化法が成立しましたが、世界では民営化によって矛盾が大きくなり、公営に戻す流れが強まっています。２０００年から２０１５年３月にかけて、民営の水道事業が再び公営化された事例は２３５件に上り、再公営化が世界の流れになっています。パリ市は１９８４年に世界的水メジャー２者と公設民営で契約いたしましたが、水道料金が２．２５倍になり、財務の不透明さに市民の批判が高まり、２０１０年には再公営化し、水道料金は８％引き下げになったとのことであります。

水道民営化では、国民の生命にかかわる分野で利益が優先され、老朽化などの諸課題の解決に逆行します。今回の審議会はこういう公設民営化の方向は選択肢に入れないかとの私の質問に、石田愼二企業管理者は、「現在は考えていない」と答弁し、可能性のあるところを示唆しました。本市は、水道事業において浄水施設の管理運転の一括民間委託を行い、技術職員を減らし、公的部門での技術の蓄積を失いつつあります。一方で、民間委託業者の薬品の過剰投入などの事故発生についても、私が議会で取り上げるまで業者と連携して公表しなかったこともあります。今後の上下水道事業のあり方については、公的部門の役割こそふやすべきであり、それに逆行する危険性のある審議会設置はやめるべきであります。

　最後に、「飯塚市地方卸売市場条例の一部を改正する条例」についてであります。少なくない関係業者が悩みを抱えている中で、市として可能性を最後まで追求するべきであると考えるので今回の魚と水産にかかわる関係部分を、このように削除し、飯塚から魚市場の灯を消すことは到底認めがたいのであります。以上で、私の討論を終わります。

○議長（藤浦誠一）

　ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。議題中、「議案第９３号　平成３０年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第１号）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案可決されました。

次に、「議案第９４号　平成３０年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第２号）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（　起　立　）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

次に、「議案第９５号　平成３０年度飯塚市農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）」、「議案第９６号　平成３０年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第１号）」、及び「議案第９７号　平成３０年度飯塚市駐車場事業特別会計補正予算（第１号）」、以上３件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案３件は、いずれも原案可決されました。

次に、「議案第１００号　平成３０年度飯塚市水道事業会計補正予算（第１号）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（　起　立　）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

次に、「議案第１０１号　平成３０年度飯塚市工業用水道事業会計補正予算（第１号）」、及び「議案第１０２号　平成３０年度飯塚市下水道事業会計補正予算（第１号）」、以上２件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案２件は、いずれも原案可決されました。

次に、「議案第１０３号　平成３０年度飯塚市立病院事業会計補正予算（第１号）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（　起　立　）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

次に、「議案第１０５号　飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（　起　立　）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

次に、「議案第１１３号　飯塚市農林水産業施設 災害復旧事業受益者分担金条例の一部を改正する条例」、及び「議案第１１４号　飯塚市農業施設条例」、以上２件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案２件は、いずれも原案可決されました。

次に、「議案第１１５号　飯塚市地方卸売市場条例の一部を改正する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（　起　立　）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

次に、「議案第１１６号　飯塚市児童遊園条例の一部を改正する条例」、「議案第１２６号　市道路線の廃止」、及び「議案第１２７号　市道路線の認定」、以上３件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案３件は、いずれも原案可決されました。

　「議員提出議案第１３号」から「議員提出議案第１５号」までの３件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。２６番　道祖　満議員。

○２６番（道祖　満）

　「議員提出議案第１３号」、「議員提出議案第１４号」、及び「議員提出議案第１５号」の提案理由の説明を行います。

「議員提出議案第１３号」、「議員提出議案第１４号」、及び「議員提出議案第１５号」、以上３件について本案３件はいずれも意見書案であり、配付しておりますので案文の朗読は、省略し送付先を申し述べさせていただきます。

「幼児教育・保育の無償化に関する意見書」案は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣宛てに、「義援金差押え禁止法の恒久化を求める意見書」案は、参議院議長、衆議院議長、内閣総理大臣及び内閣官房長官宛てに、「認知症施策の推進を求める意見書」案は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣及び、厚生労働大臣宛てにそれぞれ提出したいと考えております。以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（藤浦誠一）

　提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本案３件は会議規則第３６条第３項の規定により、いずれも委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案３件はいずれも委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議員提出議案第１３号　幼児教育・保育の無償化に関する意見書の提出」、「議員提出議案第１４号　義援金差押え禁止法の恒久化を求める意見書の提出」、及び「議員提出議案第１５号　認知症施策の推進を求める意見書の提出」、以上３件について、いずれも原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案３件はいずれも原案可決されました。

「報告第２５号　専決処分の報告（交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）」の報告を求めます。環境施設等広域化担当次長。

○環境施設等広域化担当次長（永岡秀作）

　「報告第２５号　専決処分の報告（交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）」について報告いたします。

議案書の８９ページをお願いいたします。この報告は、地方自治法第１８０条第１項の規定に基づき、専決処分を行いましたので、同条第２項の規定により報告をするものです。本件事故は、平成３０年６月１５日、金曜日、午前９時５０分ごろ、環境対策課職員が拠点収集ボックスの収集物を回収するため、市道目尾・久保白線の車道から敷地内に進入しようとしたところ、後方から来た原動機付自転車と接触し、運転者の右すねを負傷させたものでございます。なお、市側の損害はございませんでした。事故の原因は車両の後方はもとより、周囲の安全確認を十分に行わなかったことが大きな原因であります。また、和解内容は市側１００％過失割合とし、負傷された相手方の人身障害にかかる治療費２万８５１０円、慰謝料等３万８７２０円の計６万７２３０円を支払うものでございます。

なお、職員の交通事故防止につきましては、機会あるごとに指導を行っておりますが、今後、このような事故を起こさないよう指導の徹底を図ってまいります。以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○議長（藤浦誠一）

　報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

「報告第２６号　専決処分の報告（交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）」の報告を求めます。生活支援課長。

○生活支援課長（渡部淳二）

　「報告第２６号」につきまして、地方自治法第１８０条第１項の規定に基づき、交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解につきまして専決処分をいたしましたので、同条第２項の規定によりご報告いたします。

議案書の９１ページをお願いいたします。本件事故は、平成３０年５月１６日、水曜日、午後３時３０分ごろ、飯塚市口原１０６１番地１、頴田病院の駐車場において、生活支援課職員運転の公用車が駐車場から車両を後方発進させた際、公用車の後方に駐車していた相手方車両も後方発進をしたために接触、双方の車両が損傷したものでございます。なお、この事故におきまして市側、相手側ともに人身障害はございませんでした。この事故によります過失割合は２０％であり、損傷した相手方車両の損害賠償額は２万２千円となっております。

今回の事故原因は、公用車発進の際に、進行方向はもとより周囲への安全確認が不十分であったことが大きな要因でございます。今後、このような事故を起こさないためにも最大限の安全管理意識を持って公務に当たるよう指示し、再発防止に努めてまいります。以上、簡単ではございますが、報告を終わらせていただきます。

○議長（藤浦誠一）

　報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

「報告第２７号　専決処分の報告（交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）」の報告を求めます。住宅政策課長。

○住宅政策課長（町野昌宏）

　「報告第２７号」につきまして、地方自治法第１８０条第１項の規定に基づき、交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解につきまして、専決処分をいたしましたので、同条第２項の規定によりご報告いたします。

議案書の９３ページをお願いいたします。本件事故は、平成３０年８月２２日、午後２時ごろ、住宅政策課職員が市営忠隈住宅に公用車を停車し、下車しようとしたところ、風にあおられ運転席ドアから手を放してしまい、相手方車両の右前席ドアを損傷させたものです。事故によります市の過失は１００％であり、損害賠償額は、修理費用の１０万８８７５円となっております。

日ごろより、職員には安全運転、交通事故防止に関し、指導を行っておりますが、今後さらなる指導、注意喚起を行い、安全運転、交通事故防止に関する意識向上に努めてまいります。以上、簡単ではございますが、報告終わります。

○議長（藤浦誠一）

　報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

「報告第２８号　専決処分の報告（市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）」の報告を求めます。土木管理課長。

○土木管理課長（中村　章）

　「報告第２８号」の専決処分についてご報告いたします。この件につきましては、地方自治法第１８０条第１項の規定に基づき、車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について専決処分を行いましたので、同条第２項の規定により報告を行うものです。

議案書の９５ページをお願いいたします。本件事故は、平成３０年８月１６日、木曜日、午後４時２０分ごろ中地内、市道三角線において、相手方が自宅方向へ走行中に側溝に乗り上げたところ、固定されていなかったグレーチングのふたが外れ、左側前輪タイヤが側溝にはまり、タイヤ、ホイール及びバンパーを損傷させたものでございます。本件事故の過失割合は、市側が１００％であり、損害賠償額は１０万８８８５円となっております。

また、道路の点検補修につきましては、日ごろより広報での情報提供の依頼掲載や職員への呼びかけ、パトロールを行い、危険箇所を発見した際には迅速に対応しておりますが、さらに気をつけて行ってまいります。以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○議長（藤浦誠一）

　報告は終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

「報告第２９号　専決処分の報告（交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）」の報告を求めます。筑穂支所市民窓口課長。

○筑穂支所市民窓口課長（大久保秀信）

　「報告第２９号　専決処分の報告（交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）」につきましてご報告いたします。

議案書の９７ページをお願いいたします。この報告は、地方自治法第１８０条第１項の規定に基づき、専決処分を行いましたので、同条第２項の規定に基づき報告するものです。本件事故は、平成３０年８月９日、木曜日、午前９時１９分ごろ、国道２００号線、秋松交差点付近におきまして、筑穂支所市民窓口課職員が公用車にて防災センターへ向かう際、交差点通過直後に前方を走行していた相手方車両が徐行し、停止している状況に気づくのがおくれ、相手方車両の後方左部分に衝突し、双方の車両を損傷させたものでございます。損害の状況につきましては、市側が車両前面右側の方向指示器等及びその周辺部分の損傷、相手方は車両後方左側方向指示器等及びリアバンパーの損傷となっております。この事故に係る示談につきましては、市側１００％の過失割合とし、損傷した相手方車両の修理費用４４万３４００円を相手方へ支払うものです。

今回の事故でございますが、当該職員の前方不注意が大きな要因でありますことから、今後このような事故が起こらないよう、集中力を持って運転し、常に安全運転に努めるよう当該職員に対し、強く指導をいたしました。また、他の職員につきましても、安全運転への注意喚起を行い、再発防止に努めてまいります。今回、当該職員が起こしました事故により、市に損害を与えましたことにつきまして、深くおわびを申し上げます。申しわけございませんでした。以上、簡単でございますが、報告を終わります。

○議長（藤浦誠一）

　報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第３０号　専決処分の報告（市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）」の報告を求めます。頴田支所経済建設課長。

○頴田支所経済建設課長（田中哲也）

　「報告第３０号」につきまして、地方自治法第１８０条第１項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第２項の規定によりご報告いたします。

議案書の９９ページをお願いいたします。本件事故は、平成３０年７月３０日、午後９時ごろ、神籠石ため池横の自宅に帰宅するため、飯塚市鹿毛馬地内の未舗装の市道水落・悪所谷線を通行していたところ、７月６日の大雨により、市道にできた穴に車両右側前後輪を落としフロントバンパー及びサイドマットカードを損傷させたものです。事故によります市の過失割合は２０％であり、相手方車両の損害賠償額は３万６５１４円となっております。

道路点検補修につきましては、日ごろより市民からの情報提供、職員への呼びかけ、パトロールを行い、補修箇所を発見した際は迅速に対応しておりますが、さらに気をつけて管理を行ってまいります。なお、事故現場につきましては、補修を完了しております。以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○議長（藤浦誠一）

　報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

「報告第３１号　専決処分の報告（市営住宅の管理上必要な和解の申し立て）」の報告を求めます。住宅政策課長。

○住宅政策課長（町野昌宏）

　「報告第３１号」につきまして、地方自治法第１８０条第１項の規定に基づき、市営住宅の管理上必要な和解の申し立てをいたしましたので、同条第２項の規定によりご報告申し上げます。

議案書の１０１ページをお願いいたします。事件の概要に記載されております２名のものは、住宅使用料を滞納し催告にもかかわらず、納入しなかったため、福岡地方裁判所飯塚支部に訴訟提起し、明け渡し判決をもって同裁判所に強制執行を申し立てたところ、滞納使用料を一部納入し、和解の意思を示しました。このため飯塚簡易裁判所に和解を申し立てものでございます。今後も引き続き、支払いに誠意を示さない滞納者につきましては、公正、公平性の観点から厳正に法的措置を行い、適正化に努めてまいります。以上、簡単ではございますが、報告終わります。

○議長（藤浦誠一）

　報告は終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

署名議員を指名いたします。１２番　田中裕二議員。２１番　田中博文議員。

以上をもちまして、本定例会の議事日程の全部を終了いたしましたので、これをもちまして、平成３０年第４回飯塚市議会定例会を閉会いたします。大変、長い間お疲れさまでした。

午後　０時３４分　閉会

◎　出席及び欠席議員

　（　出席議員　２７名　）

１番　　藤　浦　誠　一

２番　　佐　藤　清　和

３番　　瀬　戸　　　光

４番　　兼　本　芳　雄

５番　　光　根　正　宣

６番　　奥　山　亮　一

７番　　川　上　直　喜

９番　　明　石　哲　也

１０番　　秀　村　長　利

１１番　　永　末　雄　大

１２番　　田　中　裕　二

１３番　　守　光　博　正

１４番　　江　口　　　徹

１５番　　梶　原　健　一

１６番　　吉　田　健　一

１７番　　福　永　隆　一

１８番　　城　丸　秀　髙

１９番　　松　延　隆　俊

２０番　　上　野　伸　五

２１番　　田　中　博　文

２２番　　鯉　川　信　二

２３番　　古　本　俊　克

２４番　　森　山　元　昭

２５番　　勝　田　　　靖

２６番　　道　祖　　　満

２７番　　坂　平　末　雄

２８番　　平　山　　　悟

◎　職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長　　井　桁　政　則

議会事務局次長　　許　斐　博　史

議事総務係長　　岩　熊　一　昌

書記　　山　本　恭　平

議事調査係長　　太　田　智　広

書記　　伊　藤　拓　也

書記　　今　住　武　史

◎　説明のため出席した者

市長　　片　峯　　　誠

副市長　　梶　原　善　充

教育長　　西　　　大　輔

企業管理者　　石　田　愼　二

総務部長　　安　永　明　人

行政経営部長　　倉　智　　　敦

市民協働部長　　森　口　幹　男

市民環境部長　　中　村　雅　彦

経済部長　　諸　藤　幸　充

福祉部長　　山　本　雅　之

都市建設部長　　今　井　　　一

教育部長　　久　原　美　保

企業局長　　實　藤　和　也

　　国際交流推進室長　　原　田　一　隆

　　都市施設整備推進室長　　藤　中　道　男

　　環境施設等広域化担当次長　　永　岡　秀　作

公営競技事業所長　　山　本　康　平

福祉部次長　　石　松　美　久

都市建設部次長　　堀　江　勝　美

生活支援課長　　渡　部　淳　二

住宅政策課長　　町　野　昌　宏

土木管理課長　　中　村　　　章

筑穂支所市民窓口課長　　大久保　秀　信

頴田支所経済建設課長　　田　中　哲　也